

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード		07-01-03		戦略プラン		☐ 協働		☒ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		省エネ対策費		部課名		環境清掃部環境課		課長名		檀上			
				担当者名		蛭田		内線		482			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-04-02		省エネ対策費									
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業					
開始年度		平成 18（2006）年度		根拠		地球温暖化防止対策の推進に関する法律、荒川							
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 11（2029）年度		法令等		区環境基本計画ほか							
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分				☒ 計画		☐ 非計画			
行政評価事業体系		分野		IV		環境先進都市							
		政策		07		地球環境を守るまちの実現							
		施策		01		温暖化対策の推進							
目的		地球温暖化につながる温室効果ガスの削減に配慮した、省エネルギー機器や創エネルギー機器を設置した者に対し、区が購入に要する経費の一部を助成することにより、ゼロカーボンシティの実現に寄与することを目的としている。											
対象者等		区内に住所を有する者、区内の集合住宅を所有する者、区内集合住宅の管理組合、区内に事業所を有する者（事業所は、直管型LED照明器具への改修のみ対象）											
内容		○令和8年度助成項目（カッコ内は7年度の助成件数） ①太陽光発電システム（192件）②燃料電池装置（エネファーム）（37件）③蓄電システム（221件） ④高断熱窓への改修（222件）⑤高断熱ドアへの改修（38件）⑥断熱材の設置（R8新規） ⑦節水トイレへの改修（415件）⑧宅配ボックス（11件）⑨省エネエアコン（1,293件） ⑩省エネ冷蔵庫（639件）⑪直管型LED照明器具への改修（212件）⑫ZEH等（31件）											
経過		平成18年5月 エコ助成開始（家庭用燃料電池、太陽光発電システム機器、遮熱性塗装） 平成27年4月 高断熱窓改修を追加 平成29年4月 集合住宅向けLED照明助成を追加 令和 2年4月 全ての助成対象について区内業者が施工した場合の上限額を5万円増額 令和 2年6月 夏季・冬季省エネエアコン助成開始（単年度事業） 令和 3年4月 エコ助成に宅配ボックスを追加 同年6月 省エネエアコン助成開始（単年度事業） 令和 4年4月 エコ助成に節水トイレ改修を追加、省エネ家電助成開始（エアコン・冷蔵庫） 令和 5年4月 エコ・省エネ家電助成実施 同年8月 ZEH等購入助成開始 令和 7年4月 エコ助成、省エネ家電助成、ZEH等購入助成を統合 令和 8年4月 高断熱ドア改修、直管型LED照明器具改修を追加 断熱材の設置を追加、省エネエアコンの助成対象機器を拡充											
必要性		区として地球温暖化防止やゼロカーボンシティを推進するために、省エネルギー機器等の購入経費の一部を助成する必要性は高い。											
実施方法		（1直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員）											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)					
	①	旧エコ助成件数（ZEH助成を含む）	449	557	-	-	-	-	R7から①と②の事業を統合				
	②	省エネ家電助成件数	519	950	-	-	-	-					
③	エコ助成件数（旧エコ助成、省エネ家電助成、ZEH助成を統合）	-	-	3,311	4,212	4,300							
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
8年度		9年度											
重点的に推進		重点的に推進		住宅等へ省エネ機器や再生可能エネルギー関連設備の導入を推進することにより、ゼロカーボンシティの実現を促進する必要があるため、重点的に推進する。									

(単位：千円)備考

補助費等の増加は、エコ助成の実績増によるものである。国庫支出金の減少は、社会資本整備総合交付金の減少によるものである。都支出金の減少は、地方創生臨時交付金の減少によるものである。

問題点・課題

「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取組の一つである助成事業の一層の充実のため、省エネ・創エネ機器等に関する情報収集を密に行ない、区民ニーズに応えた事業内容を検討する必要がある。

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	申請書類の簡素化や助成項目の充実により、より利用しやすい助成制度になったことを様々な広報手段によりPRし、周知を図る。	区報やホームページで広報するほか、区内の販売店へリーフレットを送付するなど、様々な手段で周知を行うことで、申請件数が増加した。	断熱材の設置を助成項目に追加し、既存建物の断熱性能向上を促進するほか、オンライン申請を一部導入し、利便性を向上させる。
②			
③			

施 状 況	他 区 の 実 況	(実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区)
		区によって助成項目は異なる。 ※未実施とした、板橋区では省エネ・再エネ設備等導入補助として、いたばしPayポイントを還元している。

況 議 会 （ 要 旨 ） 質 問 状	令和6年度	2月会議	太陽光や蓄電池（V2H含む）の普及促進について
	令和6年度	6月会議	省エネ家電助成事業の拡充について
	令和7年度	6月会議	エアコンの購入費及び修理費、電気代の補助について
	令和7年度	9月会議	省エネエアコンの助成拡充について
	令和7年度	11月会議	省エネエアコンの助成拡充について

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	07-01-04		戦略プラン	● 協働	● 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	地球温暖化対策推進費		部課名	環境清掃部環境課		課長名	檀上	
			担当者名	武田		内線	482	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-04-01		地球温暖化対策推進費					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 8年度 ○ 7年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	地球温暖化対策推進法、荒川区地球温暖化対策			
終期設定	● 有 ○ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等	推進条例、地球温暖化対策実行計画等		
実施基準	■ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	IV	環境先進都市					
	政策	07	地球環境を守るまちの実現					
	施策	01	温暖化対策の推進					
目的	地球温暖化防止のため、区民、事業者、区等が協働して、温室効果ガス排出量・エネルギー使用量削減に向けた対策の協議を行い、施策を実施し、荒川区における脱炭素社会の構築を目指す。また、区が区内最大の事業者であることを認識し、率先して環境負荷の削減と循環型社会づくりに努めるとともに、区内事業者の環境配慮行動に対し支援を行う。							
対象者等	区民、事業者、区来訪者、環境団体、区職員等							
内容	○荒川区地球温暖化対策協議会の開催 「荒川区地球温暖化対策推進条例」及び「荒川区地球温暖化対策実行計画」に基づき、具体的な取組の検討・推進や進捗状況の確認・見直しを行う ○「荒川区役所エコアクティブプラン」に基づく区の環境配慮率先行動 (1) 省エネルギーの推進 (2) 再生可能エネルギー等の推進 (3) 省資源等の推進 (4) 法令の遵守及び職員の環境保全意識の向上の推進 ○事業者向け対策 環境活動に取り組む事業者をエコフワード事業者として区が認定し、ホームページ等での紹介やPR等を実施 ○環境交通の推進 自転車利用促進を目的としたシェアサイクルの周知及びサイクルポート拡充 ○気候変動への適応策 熱中症対策を目的とした「あらかわ街なか避暑地（クーリングシェルター）」を実施							
経過	平成20年 荒川区役所環境配慮率先行動プラン策定（29年度新プランに改定） 平成21年 6月 荒川区低炭素地域づくり協議会設立 平成22年 2月 協議会において「あらかわ低炭素地域づくり計画」を策定 平成22年10月 区の行政計画として、「荒川区低炭素地域づくり計画」を策定（28年3月に改定） 平成26年 3月 荒川区低炭素地域づくり協議会実行委員会設立 平成27年12月 あらかわEMS（区独自の環境マネジメントシステム）運用開始 令和 2年 9月 「荒川区低炭素地域づくり協議会」を「荒川区地球温暖化対策協議会」に改称 令和 3年 3月 「荒川区地球温暖化対策実行計画」策定 令和 3年 6月 2050年までに「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明 令和 5年 3月 「荒川区地球温暖化対策実行計画」及び「荒川区役所エコアクティブプラン」改定 令和 5年 4月 「荒川区地球温暖化対策推進条例」施行							
必要性	地球温暖化を防止するため、区民、事業者、区等が協働し、具体的かつ継続的な行動が必要である。そのために様々な主体が参加する協議会が中心となって、地球温暖化対策を着実に推進していく。また、区が実践した環境配慮行動の効果検証と進捗管理が必須である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	荒川区地球温暖化対策協議会会員数(人)	181	201	219	230	200	平成25年度から会員募集を開始
	②	区施設温室効果ガス排出量(百t-CO2)	132	118	-	105	105	令和7年度実績値は集計中
③	区施設温室効果ガス排出量(延床1㎡当たりのkg-CO2)	31.5	28.2	-	25.3	25.3	令和7年度実績値は集計中	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
重点的に推進		重点的に推進		脱炭素社会の構築を目指す事業であり、区民・事業者・区等が協働して取り組むための地球温暖化対策実行計画と、区の環境負荷の軽減を率先して推進するエコアクティブプランに基づき、重点的に推進する。				

予算・決算の内訳								
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	地球温暖化対策協議会委員謝礼	0	報償費	地球温暖化対策協議会委員謝礼	21	報償費	地球温暖化対策協議会委員謝礼	63
需用費	地球温暖化対策協議会賄い等	101	需用費	地球温暖化対策協議会賄い	5	需用費	クーリングシェルター緊急時配付飲料水	86
委託料	省エネ管理システム運用・非化石証書調達等	2,040	委託料	省エネ管理システム運用・非化石証書調達等	2,045	委託料	省エネ管理システム運用・非化石証書調達等	2,140
使用料及び賃借料	電子複写機及び消色装置の賃借料等	277	使用料等	電子複写機及び消色装置の賃借料等	272	使用料等	シェアサイクル用土地使用料	43
負担金補助等	地球温暖化対策協議会実行委員会事業補助等	1,030	負担金補助等	地球温暖化対策協議会実行委員会事業補助等	1,028	負担金補助等	地球温暖化対策協議会実行委員会事業補助等	1,131

行政コスト計算書	勘定科目			6年度	7年度	差額	勘定科目			6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	22,456	18,583	▲ 3,873	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	2,419	2,322	▲ 97		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	1,030	1,050	20		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0		
		賞与・退職給与引当金繰入額	2,589	3,575	986		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 28,494	▲ 25,530	2,964		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
		行政費用合計(b)	28,494	25,530	▲ 2,964		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 28,494	▲ 25,530	2,964		
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 28,494	▲ 25,530	2,964				

備	物件費の減少は、啓発用物品の在庫管理上、令和7年度に作成しなかったためである。補助費等は、地球温暖化対策協議会への委員出席に伴う、報償費の支出があり増加した。
---	---

問題点・課題	○脱炭素社会への転換を実現するためには、アクションプラン等を活用した啓発を通じて、家庭及び事業者における省エネ行動の定着を図るとともに、温室効果ガス削減効果の高い取組を継続して実施してもらう必要がある。 ○令和5年3月に改定した「地球温暖化対策実行計画」及び「荒川区役所エコアクティブプラン」並びに令和5年4月に施行した「地球温暖化対策推進条例」の諸施策に基づき、2050年までのゼロカーボンシティ実現に向けて、脱炭素化の取組を計画的かつ着実に推進していく必要がある。
--------	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	講演会やイベント等を活用した普及啓発事業に取り組み、区民・事業者の行動変容のきっかけとする。	ごみ拾いイベント・講演会の開催や地域イベントへの出展を通じ、温暖化対策や環境改善のための行動について意識啓発を図った。	講演会やイベント等を活用した普及啓発に取り組み、家庭・事業者における環境配慮行動のさらなる定着を図る。
②	温室効果ガスの排出状況や内部監査の各職場における優良事例等を周知し、各所属における環境配慮行動を促す。	各所属の環境推進員向け講習会や庁内向けの省エネ活動通信により、温室効果ガスの排出状況や省エネの取組について周知を行った。	温室効果ガスの排出状況や内部監査の各職場における優良事例等を周知し、各職場における環境配慮行動を促す。
③	環境推進員向け講習会で情報提供を行い、内部監査では環境配慮行動や環境法令の遵守がなされているか確認する。	庁内向けに内部監査を実施し、省エネ・省資源の取組や環境法令の遵守状況を点検した。	環境推進員向け講習会や省エネ活動通信で情報提供を行い、内部監査では環境配慮行動や法令遵守の状況を確認する。

状況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
	全区が地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を策定済み ※一部の区では、計画期間が満了しているが、新計画の改定作業中のため旧計画で運用している。 （令和7年10月時点）

況 議 会 （ 要 質 問 状 ）	令和5年度9月会議	ゼロカーボンシティを目指す区取組について
	令和6年度9月会議	脱炭素社会に向けた課題や今後の取組について
	令和6年度予特	公共施設のZEB化について
	令和7年度決特	公共施設への再エネ電力の導入について
	令和7年度2月会議	公共施設のZEB化について

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	07-01-05		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	あらかわエコセンター管理運営費		部課名	環境清掃部環境課		課長名	檀上	
			担当者名	宮本		内線	486	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-07-01		あらかわエコセンター管理運営費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 19	（ 2007 ）	年度	根拠	環境教育等促進法、荒川区立環境学習情報セン			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	ター条例			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	IV	環境先進都市					
	政策	07	地球環境を守るまちの実現					
	施策	01	温暖化対策の推進					
目的	あらかわエコセンターは、太陽光発電や雨水利用設備、屋上緑化等環境に配慮した設備を備えており、環境に関する活動を行う区民を支援するとともに、環境に関する情報発信基地としての機能を果たしている。運営にあたっては、広く区民に利用され、親しまれる施設となる仕組みを作っていく。							
対象者等	☐ 環境実習室・研修室（環境団体・環境ボランティア） ☐ 情報提供コーナー・環境活動支援コーナー（区民一般、小中学生、事業者）							
内容	☐ 環境実習室・研修室 環境に関する活動を行う区民及び団体を支援するため、会議室や環境実習室など活動の場の提供を行う。 ☐ 情報提供コーナー・環境活動支援コーナー 環境啓発物品や環境に関する書籍等を配備し、環境に関する情報発信を総合的に行う。 また、エコ助成制度の周知と省エネ機器等への理解を深めるため、関連機器の展示を行う。							
経過	平成21年1月 竣工 平成21年2月 当初開設 平成23年7月 全面開設 平成24年度 環境活動支援コーナーの運営等をNPO法人エコ生活ひろめ隊へ委託 平成26年3月 環境学習農園の開設 平成28年度 エコカフェの開設、環境学習農園の活用・環境団体へ貸出し 平成30年度 エコジュニアクラブを開始し、エコセンターでの講座も開催 情報提供コーナーを街なか図書館としても活用開始 令和 2年度 障害者基幹相談支援センターの開設に伴う環境情報提供コーナーの館内移転 令和 5年度 たんぽぽセンターの児童発達支援センター化に伴う環境課事務室の館内移転 令和 7年度 NPO法人エコ生活ひろめ隊による環境活動支援コーナー運営業務等委託終了							
必要性	環境学習等の環境政策を総合的に推進するため、区民・事業者・区が協働して環境活動に取り組める拠点が必要である。環境に関する継続的で体系的な拠点施設となるよう、区民参加の呼びかけ、活動支援の場の提供、活動の核となる団体への組織化へと、さらなる環境施策の推進を図っていく。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	年間施設利用者数（人）	7,875	8,306	5,622	3,000	3,000	7年度は、講座等の実施回数が減少し、利用者数が減少した。
	②	環境活動団体登録数	10	10	10	12	12	
③	講座参加者数（人）	220	456	174	100	100		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
推進		推進		区民・事業者・区（行政）が協働して環境活動を推進するための拠点となる重要な施設であるため、推進する。				

No2 (単位：千円)									
予算・決算額等の推移		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
予算額		18,005	16,401	18,685	37,003	43,453	13,748	22,019	
決算額（8年度は見込み）		16,936	14,525	17,937	33,376	41,961	11,720	22,019	
実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
	環境研修室等利用者数（人）	4,717	6,637	9,247	4,598	4,213	3,312	3,000	
	環境活動支援コーナー等利用者数（人）	4,273	5,796	5,453	3,277	4,093	2,310	—	
	環境活動団体登録数	10	10	11	10	10	10	12	
	講座参加者数（人）	319	489	412	220	456	174	100	
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	農園・情報コーナー・施設管理費・家屋等修繕費	4,164	需用費	農園・情報コーナー・施設管理費・家屋等修繕費	2,743	需用費	農園・情報コーナー・施設管理費・家屋等修繕費	15,317	
役務費	事業系ごみ処理手数料・電話料金等	295	役務費	事業系ごみ処理手数料・電話料金等	277	役務費	事業系ごみ処理手数料・電話料金等	310	
委託料	清掃・受付・保守・事業運営業務委託等	9,355	委託料	清掃・受付・保守・事業運営業務委託等	8,476	委託料	清掃・受付・保守業務委託等	6,325	
賃借料	軽印刷機賃借料等	224	使用料等	軽印刷機賃借料等	224	使用料等	浄水器賃借料	60	
工事請負費	環境課事務室改修工事費等	27,901	負担金補助等	防火管理者講習	0	負担金補助等	防火管理者講習	7	
負担金補助等	防火管理者講習等	22							
(単位：千円)									
行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額	
	給与関係費	8,637	10,110	1,473	地方税等	0	0	0	
	物件費	12,206	11,508	▲ 698	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	1,832	213	▲ 1,619	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	22	0	▲ 22	使用料及び手数料	453	466	13	
	減価償却費	0	1,680	1,680	その他	5	3	▲ 2	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	458	469	11	
	賞与・退職給与引当金繰入額	996	1,945	949	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 28,865	▲ 24,987	3,878	
	その他行政費用	5,630	0	▲ 5,630	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	29,323	25,456	▲ 3,867	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 28,865	▲ 24,987	3,878	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 28,865	▲ 24,987	3,878	
	備考	維持補修費の減少は、令和6年度に太陽光発電パワーコンディショナ修繕を行い、費用が増加したためである。その他行政費用の減少は、令和6年度に心身障害者福祉センターの児童発達支援センター化の工事を行ったことに伴うものである。							
問題点・課題	○多くの区民にエコセンターを知ってもらう方策が必要である。 ○環境に興味の薄い区民、子どもへの環境意識を向上させる取組が必要である。 ○脱炭素やSDGs等の新たなテーマについて、時代に即した展示等での普及・啓発活動が必要である。 ○費用対効果を考慮しつつ、効率的かつ効果的な運営が必要である。 ○今後のエコセンターの活用方法について検討していく必要がある。								
問題点・課題の改善策									
	令和7年度に取り組む具体的な改善内容			令和7年度に実施した改善内容および評価			令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容		
①	エコセンターの展示や敷地内の農園の活用等について検討する。			エコセンターの展示や敷地内の農園の活用等について検討した。			今後のエコセンターの運営方法及び農園の活用方法について、福祉分野との連携・協働を軸に関係各所と連携し、実施していく。		
②									
③									
他区の実況	(実施 16 区 未実施 6 区 不明 0 区)			中央、港、新宿、台東、江東、品川、目黒、世田谷、渋谷、杉並、北、板橋、練馬、足立、葛飾、江戸川未設置区（千代田、文京、墨田、大田、中野、豊島）					
議会（要質問状）	平成22年1定 平成26年度11月会議 平成26年度決特 平成26年度決特 平成28年度11月会議			エコセンターの今後の展望について エコセンターの畑を拠点にした食と農の祭典について エコセンターの機能を新リサイクルセンターに集約を エコセンターでたい肥の買い取りを リサイクルセンターとの連携について					

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	07-01-06		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	環境推進事業費		部課名	環境清掃部環境課		課長名	檀上	
			担当者名	藤田、櫻井、菅原		内線	483	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-03-01	環境推進事業費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	平成 4	（ 1992 ）	年度	根拠	環境基本法、荒川区環境基本計画 他			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☒ 計画	☐ 非計画	
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市					
	政策	07	地球環境を守るまちの実現					
	施策	01	温暖化対策の推進					
目的	区民一人ひとりが主体的に良好な環境の創造と保全に取り組む機運を醸成するため、区民の環境問題に対する関心を深め、環境に関する正しい理解や知識の向上を図る。							
対象者等	区民、区内事業者、環境団体等							
内容	○環境学習講座・イベントの開催 (1) あらかわエコジュニアクラブ（年 12回） (2) 夏休みエコ教室（年 17回） (3) あらかわエコキャラバン（年2～3回） ○環境区民大賞 顕彰対象部門 環境活動部門 個人、事業者、町会、団体等における優れた環境活動を募集 エコレシピ部門 環境にやさしいエコ料理を募集 こどもエコ部門 小学生からエコアイデアを募集【低学年の部】【高学年の部】 エコポスター部門 地球環境、美化活動、もったいない3R・食品ロスをテーマにしたポスターを小中学生から募集							
経過	平成 9年度 環境美化大賞を創設 平成23年度 環境美化大賞を廃止し、環境区民大賞を創設 環境課X（旧Twitter）開始 平成29年度 エコポスターコンクール事業を環境区民大賞に統合 平成30年度 あらかわエコジュニアクラブを開始 令和 3年度 アウトリーチ型の啓発事業として「あらかわエコキャラバン」を開始 令和 5年度 「環境区民大賞運営費」・「環境啓発事業費」を「環境推進事業費」に統合 ハクビシン・アライグマ対策等の自然・生物に関する事業を「生物多様性推進費」へ事業移管							
必要性	環境先進都市を目指すためには、区民一人ひとりの環境に関する理解を深めるとともに、意識の向上を図ることが必要不可欠である。そのため、幅広い年齢層を対象とした環境学習の機会の提供や優れた環境活動の表彰を実施する必要性は高い。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 環境学習講座・イベント等の運営の一部について、業務委託で実施している。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	夏休み等エコ教室参加者数（人）	311	326	336	300	500	
	②	エコジュニアクラブ参加者数（人）	28	30	24	22	30	
③	区民大賞応募者数（個人・団体）	596	658	647	650	850		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
推進		推進		環境学習講座の実施や優れた環境活動の表彰により、区民の環境に対する理解と意識の向上を図る必要があるため、推進する。				

(単位：千円)備考

問題点・課題

○あらかわエコキャラバンのようなアウトリーチ型のイベントの実施場所及び内容を工夫し、参加者の増加を図る必要がある。

○優れた「環境区民」の活動やアイデアを広めるために、表彰事業に多くの応募をいただけるよう周知及び応募方法の検討を行うとともに、表彰された活動内容をホームページやSNS等様々な方法で周知していく必要がある。

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	イベント等の各事業の来場者数、応募件数の増加を図るため、実施内容や周知及び応募方法を工夫していく。	あらかわエコキャラバンについて、東京二十三区清掃一部事務組合等と連携し開催する等工夫し、例年よりも参加者増となった。	イベント等の各事業の来場者数や応募件数の増加を図るため、周知及び応募方法を工夫していく。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）							
議 会 （ 要 旨 ） 質 問 状 況	令和5年度決特 令和6年度決特	あらかわエコジュニアクラブの概要及び実績について あらかわエコジュニアクラブやあらかわエコキャラバン等の実施内容について						

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	07-01-10		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	まちの環境美化推進費		部課名	環境清掃部環境課		課長名	檀上	
			担当者名	松澤		内線	483	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-05-01	まちの環境美化推進費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 9	（ 1997 ）	年度	根拠	荒川区まちの環境美化条例			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	IV 環境先進都市						
	政策	08 良好で快適な生活環境の形成						
	施策	04 まちの美化の推進						
目的	「荒川区まちの環境美化条例」に基づき、区・区民・事業者及び団体が相互に協力し合い、「わがまちはわが手で美しくする」ことを目標に、環境美化活動を実践し、清潔で美しい荒川区をつくり、区民の生活環境の向上を図ることを目的とする。							
対象者等	区民及び事業者等							
内容	○美化推進期間の設定：荒川区環境美化の日（5月30日）の前後に環境美化推進期間（5月15日～6月14日）を設け、美化推進ポスターの掲示等を実施 ○地域の美化活動支援：区民が主体的に行う美化活動に対し、清掃用具貸与等の支援を実施 ○環境美化マナーアップキャンペーン：区内主要駅周辺にて、まちの環境美化についての啓発及び美化活動を実施 ○喫煙マナー対策：喫煙マナー啓発ポスターの掲示、啓発指導員による巡回・指導及びパトロール車両の運行、喫煙マナー周知用リーフレット及びポリ看板・シールの配布、路上喫煙実態調査の実施、指定喫煙所の運営及び設置助成等							
経過	平成 8年10月 「荒川区まちの環境美化条例」を制定し、翌年4月に施行 平成20年12月 指定地区内での路上喫煙禁止等を追加した改正条例を制定し、翌年6月に施行 平成22年 4月 まちの環境美化マナーアップ業務委託開始 平成30年 4月 南千住駅東口指定喫煙場所（区営）を開設 令和元年 8月 荒川区指定喫煙場所設置助成金交付制度の創設 令和 2年 4月 喫煙マナー啓発パトロール車両の運行開始 令和 3年 4月 日暮里駅南口紅葉橋階段下区有地に閉鎖型喫煙所（区営）を開設 令和 5年 8月 三河島駅周辺に荒川区指定喫煙場所設置助成金交付制度を活用した指定喫煙所が開設 令和 6年 8月 西日暮里駅周辺に荒川区指定喫煙場所設置助成金交付制度を活用した指定喫煙所が開設 令和 7年 4月 荒川区指定喫煙場所設置等助成金交付制度の拡充（維持管理経費の助成） 令和 8年 3月 熊野前駅周辺に荒川区指定喫煙場所設置助成金交付制度を活用した指定喫煙所が開設							
必要性	喫煙マナーに関する区民からの苦情・相談は依然多く、事業としての重要度は高い。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 路上喫煙禁止地区周辺の巡回及び車両での区内全域パトロールによる啓発・指導を実施している。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	
	①	啓発指導員による指導件数（件）	3,189	3,115	13,887	21,000	21,000	まちの環境美化マナーアップ業務委託実績（R7年度に体制強化）
	②	主要駅周辺における路上喫煙率（%）	0.08	0.10	0.17	0.03	0.03	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
重点的に推進	重点的に推進		清潔で美しい荒川区をつくるためには、区・区民・事業者及び団体が相互に協力し合い、美化活動及び喫煙マナーの啓発に取り組むことが重要であるため、重点的に推進する。					

(単位：千円)

備考

問題点・課題

問是

施状況

況（要旨）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	07-01-11		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	公害対策費		部課名	環境清掃部環境課		課長名	檀上	
			担当者名	小山		内線	485	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-06-01		公害対策費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 44（ 1969 ）年度		根拠	都環境確保条例、大気汚染防止法、水質汚濁防				
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等	止法、騒音規制法、振動規制法等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	Ⅳ 環境先進都市						
	政策	08 良好で快適な生活環境の形成						
	施策	04 まちの美化の推進						
目的	東京都環境確保条例及びその他の関係法令に基づき、環境に関する調査や事業活動等により発生する公害の発生源を規制し、指導等を通して区民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。							
対象者等	区民、事業者等							
内容	○公害発生源に対する規制・指導 公害発生源者に対して規制基準の遵守や公害対策の指導等を行う。 ○公害苦情の処理 公害に伴う苦情の申立により、公害発生源の調査を行い、法令等に基づき指導等を行う。 ○環境調査 主要幹線道路の道路交通騒音及び振動、交通量の調査や、隅田川の水質・底質に関する調査を行う。 ○工場認可その他の届出の処理 工場等の設置や変更認可申請及び廃止等の届出や工場の現況や揚水量、化学物質使用量等の報告を受理し審査等を行う。また、工事等に伴い発生する特定建設作業や特定粉じん排出等作業の届出やその他土壌汚染調査に係る届出の受理や審査等を行う。							
経過	昭和45年4月 「東京都公害防止条例」施行 昭和53年 隅田川水系浄化対策連絡協議会が発足し、以降毎年調査を実施 昭和60、61、平成2、5、8、11、14、17、20年度に新幹線鉄道騒音調査を実施 平成13年4月 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」施行 平成15年4月 東京都から、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の事務が区へ移譲 平成16、20年、22年度に京成線高架部分の大規模改修に係る調査として鉄道騒音調査を実施 令和 7年5月 石綿分析調査費助成を開始							
必要性	区民の健康や安全を確保することを目的に、騒音、振動、悪臭等の公害苦情に対し、発生源の状況を調査し、関係法令等に基づき指導等を行うことで、公害の原因となるものの消滅や、対策の実施等により改善等を図っているため、必要性は高い。							
実施方法	（ ☒ 一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 水質・底質調査、自動車騒音常時監視、悪臭測定については委託により実施。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	発生源別苦情件数	163	132	150	100	100	苦情の再度申立が減少すること (件)
	②	全苦情に対する完結率（%）	100	100	100	100	100	苦情の再度申立が無くなること (%)
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
推進		推進	公害の原因を調査し、規制と照らした指導等により改善を図るとともに、工事毎の事前調査結果等の確認や指導等を行い、区民の健康と安全の確保や石綿の飛散による健康被害防止のため、推進する。					

予算・決算額等の推移		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額		2,200	2,192	3,481	3,427	3,300	5,671	5,024
決算額（8年度は見込み）		1,938	1,802	2,855	2,430	2,746	3,941	5,024
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	工場認可件数	8	8	8	6	5	4	5
	工場等現場立入調査回数	281	257	434	542	711	567	240
	公害発生に対する苦情件数	253	270	223	163	132	150	100
	各種届出受付件数	702	726	689	793	611	597	600

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	07-01-13		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	生物多様性推進費		部課名	環境清掃部環境課		課長名	檀上	
			担当者名	藤田		内線	483	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-03-02	生物多様性推進費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	令和 5	（ 2023 ）	年度	根拠	生物多様性基本法、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、他			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	IV 環境先進都市						
	政策	08 良好で快適な生活環境の形成						
	施策	04 まちの美化の推進						
目的	地域における生物多様性の保全、活用及び調和のために必要となる取組を推進する。							
対象者等	区民、事業者等							
内容	☐ 自然観察会の開催 （1）区主催の自然観察会（年5回程度）（2）尾久の原公園での自然観察会への講師派遣（年12回） ☐ 生物多様性に係る情報発信 区公式ホームページ、区公式SNS(X・Facebook等)、区営掲示板 ☐ ハクビシン・アライグマ対策事業の実施 家屋等に被害が生じている場合に罠の設置・捕獲及び処分を行う。 ☐ カラス対策事業の実施 繁殖期に多発する威嚇、攻撃などカラスによる危害の軽減を図るため、営巣撤去及び回収等を行う。 ☐ A I を活用した区民参加による生き物図鑑づくり							
経過	平成28年度 ハクビシン・アライグマ対策事業の実施 平成28年度 農園講座の開催 令和 3年度 カラスの営巣撤去及び回収等の業務を生活衛生課から環境課へ移管 令和 5年度 「環境推進事業費」のうち、自然・生物に関する事業を新規に創設した「生物多様性推進費」へ移管 令和 6年度 農園講座を環境推進事業費へ移管							
必要性	生物多様性を保全し、自然と共生した持続可能な社会を実現するためには、区民一人ひとりの理解を深めていくことが必要不可欠である。また、カラスやハクビシン等の生物については、被害等の相談が増加していることから、良好な生活環境を維持するため各対策を行う必要性は高い。							
実施方法	☐ （2一部委託） ☐ （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） ☐ ハクビシン・アライグマ対策業務委託 ☐ カラスの営巣撤去及び回収等業務委託							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	区主催の自然観察会参加者数	38	113	120	120	120	5年度は、行動制限等を状況を踏まえ、回数を減らして実施した。
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
推進	推進	生物多様性の取組を通じて、区民の自然環境に対する理解と意識の向上を図るとともに、良好な生活環境を維持するため、推進する。						

(単位：千円)

備考

物件費の減少は、カラスの巣撤去や鳥類による糞害等対策の委託料が減少したためである。
都支出金の増加は、補助対象である区民参加型生物調査やハクビシン等対策の委託料が増加し、補助金額が増加したためである。

問題点・課題

○カラスや外来生物等による被害について様々な相談を受けることから、専門的な知識や生物対応の経験を有した職員が対応する必要がある。

○カラスや外来生物等による被害に対し自ら対策を行う場合に有効な方策等の普及啓発が必要である。

①

施状况

況（要旨）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	07-01-17		戦略プラン	● 協働	○ 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	森林整備事業費		部課名	環境清掃部環境課		課長名	檀上	
			担当者名	関口		内線	482	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-04-03	森林整備事業費					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 8年度 ○ 7年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	令和 5	（ 2023 ）	年度	根拠	荒川区地球温暖化対策推進条例			
終期設定	● 有 ○ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等	荒川区地球温暖化対策実行計画		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅳ 環境先進都市						
	政策	07 地球環境を守るまちの実現						
	施策	01 温暖化対策の推進						
目的	交流都市等との連携により森林整備・体験事業等を実施することで、地球温暖化や自然共生等の環境問題に対する区民の意識を高めるとともに、森林整備を通じてCO2吸収対策に資することを目的とする。							
対象者等	区民、他自治体、森林組合、環境・観光に関する団体及び事業者							
内容	○森林整備・体験事業 交流都市等との連携により、区民を対象とした森林整備・体験等のイベントを実施する。 (1) 福島市連携事業「親子でつくる『あらかわの森』植樹ツアー」（令和4年度から実施） (2) 甲府市連携事業「森林体験ツアー」（令和5年度から実施） (3) 村上市連携事業「森林・自然体験ツアー」（令和5年度から実施） ○都内広域連携による森林整備事業（「多摩の森」活性化プロジェクト） (1) 目的 特別区と多摩地域広域連携による森林整備事業により、将来的なカーボンオフセット枠を確保することに加え、多摩地域において区民の森林体験が可能な場の創出を図るほか、多摩産材等木材の活用を拡大していく。 (2) 参加自治体 荒川区、千代田区、中央区、台東区、江東区、品川区、目黒区、葛飾区、八王子市、青梅市、町田市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町、東京都（R8.4.1現在）							
経過	令和4年度	「荒川区と福島市との森林整備の実施に関する協定書」及び「荒川区と福島市との森林整備の実施に関する協定に基づく覚書」を締結 「親子で作る『あらかわの森』植樹ツアー」開始						
	令和5年度	甲府市連携事業「森林体験ツアー」開始 村上市連携事業「森林・自然体験ツアー」開始 都内広域連携による森林整備事業に係る協定を締結、「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会発足。多摩地域において間伐による森林整備を開始						
	令和6年度	「多摩の森」活性化プロジェクト「多摩の森」自然体験ツアー開始						
	令和7年度	村上市のJクレジットを活用したカーボン・オフセットを開始 村上市及び高根山業会と森林整備の実施に関する協定を締結 「多摩の森」活性化プロジェクト 木材活用事業を開始						
必要性	森林環境譲与税を財源として、区民への自然体験の機会の提供や、森林整備を通じたCO2吸収対策に資するとともに、連携先自治体等との地域交流や経済の活性化にも寄与するものであることから、本事業を実施する必要性は高い。							
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員) ○ツアー運営委託 ○森林整備等業務委託（福島市、村上市）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	森林整備・体験ツアー等参加者数	64	133	165	165	100	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
推進		推進		地球温暖化や自然共生等の環境問題に対する区民意識の向上と、森林整備を通じたCO2吸収対策に資するものであるため、推進する。				

No2 (単位：千円)										
予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
予算額					—	7,899	10,798	12,826	17,228	
決算額（8年度は見込み）					—	5,202	8,256	12,025	17,228	
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
	森林整備・体験ツアー等参加者数				40	64	133	165	165	
予算・決算の内訳										
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）				
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）		
報償費	森林解説者報償費	50	報償費	森林解説者報償費	63	報償費	森林解説者報償費	63		
旅費	近接地外旅費	652	旅費	近接地外旅費	670	旅費	近接地外旅費	357		
需用費	消耗品費	109	需用費	消耗品費	64	需用費	消耗品費	223		
役務費	謝礼	14	役務費	謝礼、手数料	2,346	役務費	謝礼、手数料	2,580		
委託料	ツアー運営委託	4,667	委託料	ツアー運営委託	4,285	委託料	ツアー運営委託	6,335		
使用料	レンタカー代	38	使用料等	レンタカー代	50	使用料等	レンタカー代	41		
負担金	協議会負担金	2,726	負担金補助等	協議会負担金	4,547	負担金補助等	協議会負担金	7,629		
(単位：千円)										
行政 コスト 計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政 費用	給与関係費	14,683	19,065	4,382	行政 収入	地方税等	0	0	0
		物件費	5,480	7,415	1,935		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	2,776	4,610	1,834		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	1,693	3,668	1,975		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 24,632	▲ 34,758	▲ 10,126
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	24,632	34,758	10,126		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 24,632	▲ 34,758	▲ 10,126
		特別費用(g)	0	0	0		特別収入(f)	0	0	0
		特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0		当期収支差額(e)+(h)	▲ 24,632	▲ 34,758	▲ 10,126
		備考	物件費の増加は、村上市のJクレジットを活用したカーボン・オフセットの開始に伴う、役務費の増加によるものである。補助費等の増加は、多摩の森活性化プロジェクトの事業拡大に伴う負担金の増加等によるものである。							
問題点・課題	複数の自治体と連携を図るため、連携する地域の特性を踏まえた森林整備や森林体験事業を実施する必要がある。									
問題点・課題の改善策										
	令和7年度に取り組む具体的な改善内容			令和7年度に実施した改善内容および評価			令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容			
①	交流都市等との連携による森林整備を推進するとともに、森林体験事業や多摩産材利用活動等の充実を図る。			森林体験の参加者数が増加したほか、村上市JクレジットによるCO2オフセット、多摩産材ノベルティ配布等、事業の充実を図った。			環境への関心を高めるため、体験プログラム内容の充実やイベント告知のPR強化などに順次取り組む。			
②										
③										
他区の実況	(実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区)									
未実施は、大田区、渋谷区、江戸川区										
議会（要質問状）	令和5年度予特 令和6年度9月会議 令和6年度決特 令和7年度6月会議 令和7年度決特			福島市あらかわの森記念植樹について ゼロカーボンシティの実現について(森林整備事業拡充について) CO2削減に向けた取組と成果について(森林体験事業の実績について) 森林環境譲与税の効果的な使用用途について 北海道広尾町での森林体験事業について						